

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和7年4月15日

積丹町

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号 事業	2号 事業	3号 事業	4号 事業	地域	重点地区との 重複の有無		
		○		積丹町 婦美地区	無	令和7年度～令和11年度	積丹町有機 農業研究会